

島田市附属機関等の会議の公開及び会議録の公表に関する要綱

(平成26年10月2日 島田市告示第196号)

目的

第1条 この要綱は、附属機関等の会議の公開及び会議録の公表の基準等を定めることにより、会議の運営の公正を確保し、及び透明性を向上し、もって市政に対する市民の信頼を深め、市民との協働による市政の推進に寄与することを目的とする。

定義

第2条 この要綱において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関
- (2) 島田市情報公開条例（平成17年島田市条例第15号）第2条第1項に規定する実施機関が、市民、学識経験者等の意見を聴き、その内容を市政に反映させることを目的として設置した協議会等であって、その設置について実施機関が規則で定めるもの又は要綱に定めて告示するもの

会議の公開の基準

第3条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令、条例の規定等により、会議が非公開とされている場合
- (2) 会議の議事が非公開情報（島田市情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するものをいう。以下同じ。）を含むものである場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じ、会議の目的が達成されないと認められる場合

公開又は全部若しくは一部の非公開の決定等

第4条 附属機関等の設置者（以下「設置者」という。）は、前条に規定する会議の公開の基準に基づき、会議の公開又は全部若しくは一部の非公開を決定する。

2 設置者は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

会議開催の事前公表

第5条 設置者は、会議を開催するに当たっては、会議を開催する日前7日までに、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議を開催する日時及び会場
- (3) 会議の議題
- (4) 会議の公開又は全部若しくは一部の非公開の別（会議の全部又は一部を非公開とする場合においては、その理由を含む。）
- (5) 傍聴人の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、設置者が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、市の広報又はホームページへの掲載、設置者が指定する場所での閲覧及び資料の配布等市民が容易に入手できる方法により行うものとする。

会議の公開の方法

第6条 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

会議の資料の提供等

第7条 設置者は、会議を公開する場合は、会議において使用する資料を傍聴人に提供するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、会議において使用する資料の提供に代えて、会議の内容が分かる資料を提供し、又は会議において使用する資料を会議の会場に備え、会議が終了するまでの間、傍聴人の閲覧に供することができる。

傍聴手続

- 第8条 会議を傍聴しようとする者は、会議を開始する予定時刻までに会場に入場しなければならない。
- 2 会議の傍聴は、会議を傍聴しようとする者が会場に入場したことをもって傍聴の申込みを受け付けたものとみなす。
 - 3 会議の傍聴の申込みの受付は、先着順とする。
 - 4 会場には、原則として設置者があらかじめ定める定員を超えて入場させることができない。

傍聴することができない者

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
- (1) 危険物を携帯している者又は携帯していると思われる者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

傍聴人の守るべき事項

- 第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。
- 2 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
 - (2) やむを得ない理由がある場合を除き、会議の途中で入室し、又は退出しないこと。
 - (3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (4) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (5) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (6) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の議長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (8) みだりに席を離れないこと。
 - (9) 携帯電話等の通信機器は、電源を切るか、又は音が出ないように設定すること。
 - (10) 会場内の撮影、録音等をしないこと。（会議の議長の許可を得たときを除く。）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

傍聴人の退場

第11条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

違反に対する措置

第12条 会議の議長は、傍聴人がこの要綱に違反したときはこれを制止し、なおその命令に従わないときはこれを退場させることができる。

報道のための傍聴の特例

第13条 報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合においては、第8条及び第10条第2項第1号の規定は適用しない。

会議録の作成及び公表

第14条 設置者は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに附属機関等会議録（別記様式）を作成しなければならない。

2 前項の会議録は、会議を開催した日の翌日から起算して7日（島田市の休日を定める条例（平成17年島田市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる休日の日数は、算入しない。）を経過する日までに、次に掲げる方法により会議で使用した資料（会議において傍聴人に提供した資料に限る。）とともに一般の閲覧に供するものとする。

(1) 附属機関等の事務局での閲覧

(2) 市のホームページへの掲載及び設置者が指定する場所での閲覧

3 前項の規定による閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度末まで行うものとする。

実施状況の公表

第15条 市長は、会議の公開の実施状況をとりまとめ、毎年度これを公表するものとする。

2 会議の公開の実施状況の公表の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会議の開催件数

(2) 公開された会議の件数

(3) 全部又は一部が非公開とされた会議の件数

(4) 傍聴人の延べ人数

特別の定めがある場合の取扱い

第16条 会議の公開及び会議録の公表について法令、条例等に特別の定めがあるときは、その定めによるものとする。

その他

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成26年10月15日以後に開催する会議から適用する。